

西京区プロモーション動画作成業務及び
西京区制50周年記念冊子作成に係る情報収集業務
受託候補者選定 募集要項

募集期間 令和7年9月19日（金）～令和7年10月3日（金）

受付及び問合せ先

京都市西京区役所地域力推進室まちづくり担当 野村、由良
〒615-8522 京都市西京区上桂森下町25-1
電話：075-381-7197

令和7年9月19日
西 京 区 長

西京区プロモーション動画作成業務及び西京区制50周年記念冊子作成に係る情報収集業務の実施に当たり、次のとおり、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行う。

1 受託候補者選定等のスケジュール

受託候補者選定及び契約の締結については、下表のとおり行う。

内容	期限等	備考
参加意思確認書（第1号様式）	令和7年9月26日（金） 午後5時まで	
質問書（様式自由）	令和7年9月26日（金） 午後5時まで	回答は概ね3日以内
企画提案書（第2号様式）	令和7年10月3日（金） 午後5時まで	
見積書（第3号様式）		内訳書を添付（様式自由。 A4印刷）
事業者の概要（様式自由）		業務体制や営業内容等が 分かる資料（A4印刷）
受託候補者の選定結果通知	令和7年10月上旬	
受託候補者との協議	令和7年10月中旬	
契約の締結	令和7年10月下旬	

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

西京区プロモーション動画作成業務及び西京区制50周年記念冊子作成に係る情報収集業務

(2) 業務内容

別紙の西京区プロモーション動画作成業務及び西京区制50周年記念冊子作成に係る情報収集業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期限

契約日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 契約上限額

3,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 応募者の資格に関する事項

応募者は次の資格要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。または、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有すると認められる者。

- ※ 京都市の競争入札参加有資格者でない場合、6（1）エに定める資料を提出すること。
- (2) 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
 - (3) 自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
 - (4) 過去に本業務と類似する業務を実施した実績があること。
 - (5) 参加意思確認書（第1号様式）を提出期限までに提出していること。
 - (6) 暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。
 - (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
 - (8) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
 - (9) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

4 受託候補者の選定方法

別紙、西京区プロモーション動画作成業務及び西京区制50周年記念冊子作成に係る情報収集業務受託候補者評価要領及び受託候補者選定要綱のとおり。

5 参加意思確認書の提出

- (1) 提出書類
参加意思確認書（第1号様式）
- (2) 提出部数
1部
- (3) 提出期限及び方法
 - ア 提出期限
令和7年9月26日（金）午後5時まで
 - イ 提出方法
7(1)の場所にEメール、郵送又は持参により、提出すること。
なお、提出後は必ず電話で着信確認を行うこと。
※Eメール、郵送の場合は、上記期限必着とする。
※来庁の場合、区役所閉庁日（土日）は受理できない。
(区役所開庁日における受付時間は、午前9時から午後5時まで)

6 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（第2号様式）
 - イ 見積書（第3号様式）
※ 内訳書を添付してください。（様式自由。A4印刷）
 - ウ 事業者の概要（業務体制、営業内容等）が分かる資料（様式自由。A4印刷）
 - エ 応募資格確認資料（京都市の競争入札参加有資格者である場合は提出不要）
・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本） 1部

- ・印鑑証明書 1 部
- ・納税証明書（国税及び京都市税） 1 部
- ・調査同意書（水道料金・下水道使用料） 1 部 （第 4 号様式）
- ・使用印鑑届 1 部 （第 5 号様式）
- ・誓約書 1 部 （第 6 号様式）

(2) 提出部数

Eメールの場合 1 部

郵送又は持参の場合 5 部（正本 1 部、副本 4 部）

※エは、京都市の競争入札参加有資格者でない場合のみ各 1 部提出すること。なお、証明書は応募日前 3 箇月以内に発行の原本（写し不可）とする。

(3) 提出期限及び方法

ア 提出期限

令和 7 年 10 月 3 日（金）午後 5 時まで

イ 提出方法

7 (1) の場所に Eメール、郵送又は持参により、提出すること。

なお、提出後は必ず電話で着信確認を行うこと。

※Eメール、郵送の場合は、上記期限必着とする。

※来庁の場合、区役所閉庁日（土日）は受理できない。

（区役所開庁日における受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで）

7 問合せ先、提出先及び質問方法

(1) 問合せ先及び提出先

京都市西京区役所地域力推進室まちづくり担当（担当：野村、由良）

電 話 075-381-7197

住 所 京都市西京区上桂森下町 25-1

Eメール nisikyo@city.kyoto.lg.jp

(2) 質問方法

ア 本公募についての質問（様式自由）は、Eメール、郵送又は持参により、令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 5 時までに行うこと。

なお、提出後は必ず電話で着信確認を行うこと。

イ 質問に対する回答は、上記期限の翌日から起算して概ね 3 日以内（西京区役所の閉庁日を除く。）に、ホームページで公表する。

8 選定結果の通知及び公表

審査による選定結果等は、企画提案書を提出した応募者に対し文書により通知するとともに、ホームページで公表する。

9 契約の締結

(1) 選定された受託候補者とは、評価した企画提案書を基に協議を行い、仕様書を改めて作成のうえ、契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が整わない場合、評価点の高い提案者と順次契約に関する協議を行う。

- (2) 提案内容を適切に反映した委託業務仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法等について説明を求めることがあり、また、必要に応じて、提出された見積価格と異なる価格で契約することがある。
- (3) 契約締結後において、企画提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。

10 その他

- (1) 応募者は、受託候補者選定期間中及び本業務履行期間中において、企画提案書に記載された担当者を変更することができない。ただし、その変更に合理的な理由があり、同等の業務が実施できることを条件に京都市が承諾する場合は、この限りではない。
- (2) 企画提案書作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書の提出後、京都市の判断で補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 本業務について、包括的な業務の再委託は禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ京都市の承認を得ることとする。

(第 1 号様式)

参 加 意 思 確 認 書

年 月 日

(宛先) 西京区長

所在地

名 称

代表者役職・氏名

下記業務に係る公募型プロポーザルに応募します。
なお、受託候補者募集要項に記載されている応募資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

記

業 務 名

西京区プロモーション動画作成業務及び西京区制 5 0 周年記念冊子作成に係る情報
収集業務

担当者及び 連絡先	役職・氏名
	電話番号
	E メール

(第2号様式)

西京区プロモーション動画作成業務及び
西京区制５０周年記念冊子作成に係る情報収集業務
企画提案書

年 月 日

(宛先) 西京区長

(提案者)

所在地

名称

代表者役職・氏名

西京区プロモーション動画作成業務及び西京区制50周年記念冊子作成に係る情報収集業務に関する企画提案書を、下記のとおり提出します。

なお、応募資格の要件を全て満たしていること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

1 企画内容

(次ページへ続く)

2 運営体制
3 類似業務の実績

担当者及び 連絡先	役職・氏名
	電話番号
	Eメール

(第3号様式)

見 積 書

年 月 日

(宛先) 西京区長

所在地

名 称

代表者役職・氏名

下記の業務に係る見積金額を提出します。

記

- 1 業 務 名 西京区プロモーション動画作成業務及び西京区制50周年記念冊子
作成に係る情報収集業務
- 2 見積金額 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ※ 金額の頭に¥記号を付けてください。
- ※ 上記金額の内訳書を添付してください。（様式自由。A4印刷）

担当者及び 連絡先	役職・氏名
	電話番号
	Eメール

調査同意書
(水道料金・下水道使用料)

(表面)

(宛先)
京 都 市 長
京都市公営企業管理者交通局長
京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日
_____枚のうち _____枚目

所在地
商号、屋号又は名称
代表者の職・氏名

京都市競争入札参加資格の審査及び資格有効期間中における資格の確認のため、水道料金及び下水道使用料の納付状況について、下記の内容に基づき、京都市が関係公簿を調査することに同意します。

記

- 1 調査対象となる水道使用者名義の有無の申告
- ※ どちらかの□に必ずチェックを入れてください。
 - ※ 調査対象となる水道使用者名義が「ある」場合と「ない」場合の区別は裏面をご確認ください。

☐ 調査対象となる 水道使用者名義が <u>ある</u>	☐ 調査対象となる 水道使用者名義が <u>ない</u>
--	--

↓

調査対象となる水道使用者名義がある場合は下記2に記入してください。

2 京都市の水道料金・下水道使用料のお客さま番号等

検針区	使用者コード	水栓番号	使用者名

- ※ 検針区、使用者コード、水栓番号及び使用者名の欄は、「水道使用水量のお知らせ」等に記載されている内容を正確に記入してください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、主たる事務所に係るものや、使用量が多いものから優先的に記入してください。

--	--	--	--

**水道料金・下水道使用料の納付状況の
調査対象となる水道使用者名義の有無について**

表面 1 の「調査対象となる水道使用者名義の有無の申告」については、下記の区別により、該当する方にチェックを入れてください。

「ある」に該当するときは、併せて、表面 2 「京都市の水道料金・下水道使用料のお客さま番号等」に、該当する事業所等のお客さま番号等を記入してください。

【調査対象となる水道使用者名義がある場合】

次の①及び②のどちらにも該当する場合

- ① 京都市内に事業所、事務所等（以下「事業所等」といいます。）があること。
- ② 当該事業所等の水道の使用者名義が、以下に該当すること。

法人の場合・・・法人名義（代表者の個人名義は含みません。）

個人の場合・・・代表者名義（親族名義等は含みません。）、屋号名義

- * 使用者名義は、「水道使用水量のお知らせ」等で確認できます。
- * 複数の事業所等がある場合は、そのうち一つでも上記に該当すれば、「調査対象となる水道使用者名義がある」にチェックを入れ、該当するすべての事業所等のお客さま番号等を記入してください。

【調査対象となる水道使用者名義がない場合】

上記に該当しない場合

- 例） ・ 京都市内に事業所等がない場合
- ・ ビル又はマンション等で家主に支払う賃借料（共益費）に水道料金等が含まれているなど、直接に水道の使用者名義になっていない場合
 - ・ 工事現場等における一時使用（臨時栓を含む）

物	工	測
---	---	---

市	交	水
---	---	---

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

使 用 印 鑑 届

(宛先) 年 月 日
京 都 市 長
京都市公営企業管理者交通局長
京都市公営企業管理者上下水道局長

届 出 者	商号又は名称	実 印 (※1)
	代表者の職・氏名	

次のとおり、入札、見積り、契約の締結、変更及び解除その他契約の履行に関する書類に使用する印鑑を届けます。

使 用 印 鑑	使用印鑑 (※2)	併用する印鑑 (※3)

実印 (※1) 法務局（法人）もしくは市区町村（個人）に登録されている「印鑑」を押印してください。

使用印鑑 (※2) 代表者の「職名印」又は「氏名印（姓のみも可）」を押印してください。
実印を使用印鑑とする場合も、「使用印鑑」欄に実印を押印してください。

併用する印鑑 (※3) 使用印鑑に代表者の「氏名印」など団体名の表示がないものを用いる場合、「併用する印鑑」欄に「社名印」、「事業所名印」、「会社印」などの団体印を押印してください。

【届出済の印鑑を変更する場合の注意点】

- 本市に登録済の事業者の方は、実印、使用印鑑、併用する印鑑を、本市に届出済の印鑑から変更する場合は、必ず記載事項変更届で変更内容を記入（押印）し届け出てください。（印鑑が変更されているのに記載事項変更届での届出が漏れている事例があります。）
- 今回押印した印鑑と、届出済の印鑑との一致・不一致をよく確認してください。（特に、「併用する印鑑」の不一致・押し漏れには御注意ください。）

誓 約 書	
(宛先) 京都市長 京都公営企業管理者交通局長 京都市公営企業管理者上下水道局長	令和 年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
住所	〒
	氏名
	電話

誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

[illegible]

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人

--	--	--	--	--	--	--	--	--